

## 令和 8 (2026) 年度国民健康保険事業費納付金の算定のための諸係数について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 7 第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年度に栃木県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金を算定するため、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「政令」という。）の規定による係数及び指数を次のとおり定め、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 政令第 9 条第 3 項の規定により定める医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）は、0.4 とする。
- 2 政令第 9 条第 5 項の規定により定める一般納付金所得係数（ $\beta$ ）は、1.0080868587342 とする。
- 3 政令第 9 条第 8 項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、1.0317938721999 とする。
- 4 政令第 9 条第 9 項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 5 政令第 10 条第 3 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数（ $\beta$ ）は、0.9964613747180 とする。
- 6 政令第 10 条第 6 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、0.999999998956 とする。
- 7 政令第 10 条第 7 項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 8 政令第 11 条第 3 項の規定により定める介護納付金納付金所得係数（ $\beta$ ）は、1.0284963881673 とする。
- 9 政令第 11 条第 6 項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、0.9999999974932 とする。
- 10 政令第 11 条第 7 項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。
- 11 政令第 11 条の 2 第 3 項の規定により定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数（ $\beta$ ）は、1.0080868587342 とする。
- 12 政令第 11 条の 2 第 6 項の規定により定める子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、0.9999999901994 とする。
- 13 政令第 11 条の 2 第 7 項の規定により定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。